

6-5 点検

点検は、下記の項目について実施することが望ましい。

1. 視覚障がい者誘導用ブロック
 - ①突起の固定、破損及びすり減り状況
 - ②平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況
 - ③ブロック全体の輝度の状況
2. 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている道路の状況
 - ①路面の不陸状況
 - ②路面の排水状況
 - ③視覚障がい者誘導用ブロック上の放置自転車等の不法占用物

視覚障がい者誘導用ブロックの機能を十分に発揮させるためには日常の点検と保守が大切である。点検にあたっては、視覚障がい者誘導用ブロックのみならず、道路状況をも含めることが視覚障がい者の安全を図るうえで重要である。例えば、視覚障がい者誘導用ブロックの上に、自転車などが放置されている場合には、関係機関とも協力しながら、視覚障がい者誘導用ブロック上から撤去するなどの措置をとることが望ましい。また、日常的に看板などで啓発し、視覚障がい者誘導用ブロックの上に物を載せないように、市民の協力を求めるといった措置をとることも望ましい。

また、点検により視覚障がい者誘導用ブロックの摩耗・破損・著しい輝度の低下等を発見した場合には、当該箇所の補修を行い常に視覚障がい者誘導用ブロックの機能が十分に発揮できるようにしておく必要がある。